

電気供給約款別紙（東京電力パワーグリッド株式会社管内）

実施要綱 東京 のむシリカ電力 プレミアムS

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ニ（基本料金および電力量料金）(a)のとおりとします。

②電力量料金は、3（契約種別、料金単価等）ニ（基本料金および電力量料金）(b)のとおりとします。

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（東京のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまであって、次に該当するものに適用します。

契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であって、当社との協議が整ったお客さまであること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

ハ) 契約電流

(a) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(b) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ) 基本料金および電力量料金（税込）

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10A	292円29銭
契約電流15A	438円43銭
契約電流20A	584円58銭
契約電流30A	876円86銭
契約電流40A	1,169円15銭
契約電流50A	1,461円44銭
契約電流60A	1,753円73銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	～400kWh	13,788円35銭
従量料金	400kWh～	39円30銭

ホ) その他

契約期間満了に先立って、原則としてこの契約種別以外の契約種別に供給契約を変更することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。